

承認法人に関する申出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

豊前市選挙管理委員会委員長 殿

申出者
政党その他の政治団体の名称
〇〇〇〇〇〇
代表者の氏名
〇〇 〇〇 印
主たる事務所の所在地
〇〇市〇〇〇〇番地
(電話番号) 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

閲覧事項を下記の法人に取り扱わせる必要があるため、法第28条の2第7項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

1 法人の名称	〇〇〇〇〇〇
2 法人の代表者の氏名	〇〇 〇〇
3 法人の主たる事務所の所在地	〇〇市〇〇町〇〇〇〇番地
4 法人に閲覧事項を取り扱わせる事由	(その必要性等について具体的に記載すること。) 〇〇〇〇〇〇のために必要なため
5 承認法人閲覧事項取扱者の範囲	〇〇〇部 氏名 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇
6 法人における閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄時期、方法等について具体的に記載すること。) 管理責任者 〇〇〇〇 保管・管理の方法 鍵のかかる金庫に保管 廃棄の時期 〇年〇月 廃棄の方法 シュレッダーにより裁断 など
7 閲覧者に関する事項	(法第28条の2第9項において読み替えて適用される同条第1項の規定により承認法人閲覧事項取扱者を閲覧者とする場合には、当該閲覧者が法人の役職員又は構成員であって当該法人が指定する者である旨を記載すること。) 閲覧者は、〇〇〇〇の指定するものであり、〇〇〇〇の〇〇〇〇です。

※申出者である政党その他の政治団体が政治活動をする上で、リサーチ会社等他の法人に閲覧事項を取り扱わせることが必要な場合は、選挙管理委員会に申し出て、承認を受ける必要がある。

※閲覧者は、申出者である政党その他の政治団体の役職員又は構成員で、当該政党その他の政治団体が指定するものとされているが、選挙管理委員会が承認した場合は、承認法人閲覧事項取扱者も閲覧者となることできる。

※承認法人閲覧事項取扱者を閲覧者とする場合は、承認法人の指定及び政党その他の政治団体の指定の双方が必要